

# 血統能力証明書交付要項

制定	昭24.	7.	1			
改正	昭25.	2.	1	昭39.	4.	1
	昭40.	4.	1	昭41.	9.	1
	昭46.	4.	1	昭49.	4.	1
	昭52.	4.	1	昭57.	8.	1
	昭60.	4.	1	昭63.	4.	1
	平元.	4.	1	平 6.	4.	1
	平 9.	4.	1	平13.	10.	1
	平18.	7.	10	平23.	12.	1
	平26.	4.	1	平28.	4.	1
	令元.	10.	1			

第1 本会は、血統登録牛の改良増殖に資するため、この要項によってその血統能力を証明する。

第2 この要項で行う証明は、4代および系統譜に係る血統能力証明とし、証明したときは当該証明書を交付する。

第3 この要項によって証明書の交付を受けようとする者は、所定の申込書を本会に提出する。  
2 別に定める「SNP検査に関する取扱要項」および「自動登録同時SNP検査の実施取扱細則」により自動登録同時SNP検査を受けた者は、血統能力証明書の一括交付を申込みことができる。

第4 この要項による証明書の交付料は、1件につき次のとおりとする。

1. 4代血統能力証明
  - (1) インターネット利用（閲覧のみ） 280円
  - (2) インターネット利用でFAX又は電子文書によるもの 830円
  - (3) CTI（電話応答システム）利用でFAXによるもの 550円
  - (4) 郵送によるもの 1,100円
  - (5) 郵送によるもの（証明書の一括交付によるもの） 550円
2. 血統能力証明（系統譜） 5,500円
3. 血統能力証明（英語版） 5,500円

第5 この要項は、令和元年10月1日から施行する。